

# 募集型企画旅行・旅行条件書（国内旅行）

お申込の際は**この旅行条件書**をお読み下さい。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、伊豆箱根バス株式会社（以下「当社」といいます。）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

## 3. 旅行の申込と旅行契約の成立時期

- 当社所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申込いただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。申込金は通常、旅行代金の1割以上とし航空機利用と観劇、観戦については2割以上（1,000円単位に切上）を納めていただきます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受付いたします。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社は申込がなかったものとして取扱います。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込があった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込の段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はお客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえでお待ちいただくことがございます（以下この状態のことを「ウェイティング」といいます）。この場合、ウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当社が予約可能となつた旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の登録のお申出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払戻します。
- 本項(7)の場合の旅行契約は、当社が予約可能となつた旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 4. お申込条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- 特定のお客様層を対象としたコースあるいは特定の目的をもつコースについては、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。この場合の条件については募集広告、ホームページに記載します。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方などは、特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込時にお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とさせていただきます。また、医師の診断書を提出していただく場合があります。現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの一切の費用はおお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込をお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集広告、旅行日程、本旅行条件書により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻、集合場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定書面を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込が旅行開始日の前日からさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。ただし、基準日以降にお申込をされた場合は、お申込の時点又は旅行開始日前の当社が指定した日までにお支払いいただきます。

## 7. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち特に記載のある場合を除き、満12才以上の方はおとな代金、満4才以上（航空機利用コースは満3才以上）12才未満の方は、子ども代金となります。4才未満で座席を必要としない幼児は無料です。ただし、無料の幼児は大人1名につき1名です。（コースによっては、食事場所等において実費負担をいただく場合があります。）
- 旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 旅行代金は、第3項(1)の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第15項(2)の①の「取消料」、及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、ホームページにおける旅行代金の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）として記載した金額」プラス「追加代金として記載した金額」マイナス「割引代金として記載した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。
- その他募集広告、ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨明示したものと、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- 航空施設使用料等。（募集広告、ホームページに明示した場合を除きます。）
- クリーニング代、電報電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費料金及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。

- 運送機関が誤する付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 10. 追加代金

- 第7項(3)に記載した「追加代金」とは、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて明示した場合を除きます。）
  - 募集広告、ホームページで当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプ、食事等のグレードアップのための追加代金。
  - 「食事なしプラン」を基本とするコースで「食事つきプラン」に変更する場合の差額代金。
  - 募集広告、ホームページで当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

## 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由、及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
  - 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
  - 当社が本項(1)に定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の開始するところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨を募集広告、ホームページに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、お客様は所定の用紙に所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発売している場合は、別途再発給に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消になる場合には次に定める取消料を、宿泊コースにご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額がある場合はその代金をそれぞれお支払いいただきます。
- お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収めます。

旅行の解除期日		取消料（1名）
旅行開始日の前日より起算	20日前から8日前まで （日帰りの場合10日前から）	旅行代金の20%
	7日前から2日前まで	旅行代金の30%
前日	日	旅行代金の40%
当日	日	旅行代金の50%
※旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合は100%を申受けず。		

## 15. 旅行開始前の解除

### (1) お客様の解除権

- お客様は第14項に規定する取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込日の営業時間内にお受けします。
- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
  - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
  - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の確定書面を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、募集広告、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻いたします。

### (2) 当社の解除権

- お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の項目に該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - お客様が当社のあらかじめ明示した年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - お客様の人数が募集広告、ホームページに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止の通知をいたします。
  - スキーを目的とする旅行における必要な降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ③ 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻いたします。

## 16. 旅行開始後の解除

### (1) お客様の解除権

- ① お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。  
② お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービスに係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差引いたものをお客様に払戻しいたします。

### (2) 当社の解除権

- ① 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
a お客様が病氣、必要でない介助者の不在により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
c お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
d 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
② 解除の効果及び払戻し
本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。
③ 本項(2)の①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要手配をいたします。
④ 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しいたします。  
(2) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申出ください。  
(3) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができませんことがあります。

## 18. 添乗員

募集広告、ホームページで特に記載がない場合は添乗員が同行いたします。添乗員の行う業務は、原則として確定書面に定められた日程を円滑に実施するために必要なものといたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため、添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。また手荷物の場合は、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除き）とし、損害発生の日から起算して14日以内に申出があった場合に限ります。  
(2) お客様が次に例示するような事由により損害を被った場合においては、当社はその賠償の責を負いません。
① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
② 運送・宿泊機関のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
③ 官公署の命令、伝染病による隔離。
④ 自由行動中の事故。
⑤ 食中毒。
⑥ 盗難。
⑦ 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

## 20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2～20万円）及び通院見舞金（1～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。  
(2) 本項(1)にかかわらず、当該旅行日程にお客様が当社の手配による旅行サービスの提供を一切受けのない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故に対してお客様が被った損害に対してこの規程による支払いが行われぬ旨を確定書面に明示した場合に限り、当該旅行参加中とはいたしません。  
(3) お客様が当該旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、確定書面に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が確定書面に含まれないときは、この限りではありません。  
(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。  
(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を受けます。  
(2) お客様が旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
(3) お客様は旅行開始後において、確定書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一確定書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹庭員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申出なければなりません。  
(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。  
(5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

## 22. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額と変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項の(1)の規定に基づく責任が発生するときは、当該変更が生じたことが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金

の全部又は一部として支払います。

- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- a 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。  
b 戦乱。  
c 暴動。  
d 官公署の命令。  
e 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止。  
f 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。  
g お客様の生命又は身体安全確保のため必要な措置。

- ② 第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。  
③ 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「確定書面に記載した日程からの変更の場合で、募集広告、ホームページに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1、000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。  
(3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

	変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集広告、ホームページに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内の直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注2：④又は⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注3：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。  
注4：④に掲げる変更が、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。

## 23. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問合せください。

## 24. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか当社は、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。  
(2) 当社は旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。  
(3) 当社における個人情報管理部署については、当社ホームページをご参照ください。  
http://www.izuhakone.co.jp

## 25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件書の基準日と旅行代金の基準日については、募集広告、ホームページに明示した日となります。

## 26. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員他に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様に負担いただきます。  
(2) お客様の便宜をはかるため土産物店に案内することがありますが、買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等の手扱いはいたしかねます。  
(3) お客様が航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますのでご了承ください。  
(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(5) 当社の旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関する問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。

## 27. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところとなります。